春日市総合スポーツセンター体育館ネーミングライツパートナー募集要項

令和 8 年 11 月

春日市 経営企画部 経営企画課

1 募集の趣旨

春日市（以下「市」という。）では、市が保有する資産を有効に活用し、新たな財源を確保することにより、市民サービスの維持向上を図ることを目的として、ネーミングライツ事業を実施します。

ネーミングライツ（命名権）とは、施設に愛称を付与する権利です。企業等がこの権利を取得し、自社名や商品名等を含む愛称を施設に付与することにより、企業等は広告効果や社会貢献のイメージ向上を得ることができ、市は新たな財源を確保することができます。

このたび、春日市総合スポーツセンター体育館において、ネーミングライツパートナーを募集します。

本施設は、市内外から多くの方が利用するスポーツ施設であり、市民の健康づくり及びスポーツ振興の拠点となっています。本事業を通じて、施設の魅力向上、地域の活性化及び企業等の広報活動の機会創出につなげることを目指します。

本施設は指定管理者により管理運営されていますが、当該指定管理者とも協議しながら本事業を進めていきます。

ネーミングライツ料は、本施設の管理運営に要する費用その他市が必要と認める費用の財源に充てます。

本事業は、春日市において初めてのネーミングライツ事業となります。市としても、応募者との対話を重視しながら丁寧に進めてまいります。ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

2 募集対象施設

（1）名称

春日市総合スポーツセンター体育館

（2）所在地

福岡県春日市大谷 6 丁目 28 番地 1

（3）施設概要

項目	内容
供用開始	平成 28 年（2016 年）4 月
施設構成	メインアリーナ、サブアリーナ、武道場、卓球場 他
観客席	メインアリーナ 約 1,000 席／サブアリーナ 約 200 席
床仕様	メインアリーナに高機能スポーツフロア「タラフレックス」を採用
管理形態	指定管理者制度導入施設（指定管理者：三幸株式会社） 指定期間 令和 7 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日（5 年間）
床改修工事	サブアリーナにおいて、高機能スポーツフロア「タラフレックス」への床改修工事を予定しています。詳細は下記（4）のとおりです。
周辺整備	本施設周辺では、（仮称）地域共生交流施設の整備に伴う周辺整備が予定されています。詳細は下記（5）のとおりです。

※詳細は別添 1「施設の概要（施設データシート）」のとおりです。

（4）サブアリーナの床改修工事について

【重要】 サブアリーナにおいて、床改修工事を予定しています。応募にあたっては、以下の内容を十分にご了知ください。

ア 工事の概要

項目	内容
工事内容	サブアリーナの床を高機能スポーツフロア「タラフレックス」に改修予定

項目	内容
工期	令和9年2月から4月まで（予定）
対象箇所	サブアリーナ床

イ ネーミングライツへの影響

（ア）区分D（サブアリーナ内表示箇所）の施工時期

サブアリーナ内表示箇所への表示については、床改修工事の工期と重複するため、工事の完了後に施工するものとします。具体的な施工時期は、優先交渉権者決定後の3者協議により決定します。

（イ）工事期間中のサブアリーナの利用

床改修工事の期間中、サブアリーナは利用できない期間が生じます。市は、これを理由としてネーミングライツ料の減額、契約期間の変更その他の補償を行いません。

（ウ）工事内容の変更

工事の内容及び実施時期は、変更されることがあります。

ウ 応募にあたってのお願い

表示を希望される場合は、上記の施工時期を踏まえてご検討ください。ご不明な点は、お問い合わせください。

（5）周辺整備工事について

【重要】 本施設の周辺において、（仮称）地域共生交流施設の整備に伴う周辺整備工事が実施される予定です。応募にあたっては、以下の内容を十分にご了知ください。

ア 工事の概要

項目	内容
事業名	（仮称）地域共生交流施設整備事業に伴う周辺整備

項目	内容
主な工事内容	進入路の付け替え、ボックスカルバートによる進入路の新設、ロータリーの整備、駐車場の再配置等
工期	令和 10 年度内竣工予定

イ 契約期間との関係

本事業の契約期間（令和 9 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日）のうち、令和 9 年度を中心に工事が実施される見込みです。

ウ 施設利用への影響

工事期間中は、本施設への進入経路、駐車場の利用、歩行者動線等に一時的な変更又は制限が生じることがあります。

エ ネーミングライツへの影響

（ア）施設利用上の変更

市は、工事に伴う施設利用上の変更又は制限について、あらかじめパートナーに通知するよう努めます。

ただし、市は、これらを理由としてネーミングライツ料の減額、契約期間の変更その他の補償を行いません。

（イ）看板・サイン表示への影響

工事の施工上やむを得ず表示の一時撤去又は移設が必要となる場合は、優先交渉権者決定後の 3 者協議において対応及び費用負担を定めます。

また、令和 9 年度に施工が予定される部分により新設又は改変される構造物（進入路の擁壁、ボックスカルバート坑口、付け替え後のスロープ周辺等）への表示については、今後の工事の進捗に応じて協議するものとします。市は表示を保証しません。

（ウ）工事内容の変更

工事の内容及び実施時期は、今後変更されることがあります。

オ 応募にあたってのお願い

上記の内容を踏まえ、工事期間中の施設利用状況の変化も見込んだ上でご提案ください。ご不明な点は、お問い合わせください。

3 ネーミングライツ料及び契約保証金

（1）ネーミングライツ料

項目	内容
基準額（下限額）	年額 500,000 円以上（消費税及び地方消費税を除く）
提案単位	1 円単位
納付方法	市が発行する納入通知書により、各年度分を一括納付
納付期限	各年度の 6 月 30 日　※納付期限が休日の場合は、その翌開庁日とします

※「基準額」とは、要綱第 9 条第 1 項に規定するネーミングライツパートナー契約の成立の条件となる額をいいます。

【納付スケジュール】

対象年度	納付期限
令和 9 年度	令和 9 年 6 月 30 日（水）
令和 10 年度	令和 10 年 6 月 30 日（金）
令和 11 年度	令和 11 年 7 月 2 日（月）

- 納付に要する手数料その他の費用は、パートナーの負担とします。
- 消費税及び地方消費税の税率が変更された場合は、変更後の税率を適用した額に改めます。
- 納付期限までに納付がない場合は、遅延損害金を徴収することがあります。
- 既に納付されたネーミングライツ料は、返還しません。ただし、下記 12（1）エの市の都合による解除の場合は、解除後の期間に相当する分として日割により計算した

額を返還します。また、契約の一部を解除した場合において市が特に必要があると認めるとき及び市の契約違反によりパートナーが契約を解除した場合の取扱いは、下記 12（1）カのとおりです。

（2）契約保証金

項目	内容
納付額	ネーミングライツパートナー契約の期間におけるネーミングライツ料の総額（消費税及び地方消費税を含む。）の 100 分の 10 に相当する額
納付時期	ネーミングライツパートナー契約の締結と同時（令和 9 年 2 月予定）
還付	表示物の撤去及び原状回復の完了について市の検査に合格した後に還付します（利息は付しません）。

【納付額の目安】

ネーミングライツ料 （年額・税別）	ネーミングライツ料の総額 （3 年・税込）	契約保証金
500,000 円	1,650,000 円	165,000 円
750,000 円	2,475,000 円	247,500 円
1,000,000 円	3,300,000 円	330,000 円

※消費税率 10%で計算した参考値です。

【留意事項】

- 契約保証金は、ネーミングライツ料の納付義務及び契約終了時の表示物の撤去・原状回復義務の履行を確保するためのものです。
- パートナーが契約上の義務を履行しない場合は、契約保証金を損害の賠償に充当することがあります。
- 上記の充当を行った場合において、契約保証金の額が損害の額に不足するときは、その不足する額を別途請求します。
- 上記の充当を行った場合は、市が指定する期日までに、充当した額に相当する額を追加して納付していただきます。

- パートナーの責めに帰すべき事由により契約が解除された場合において、下記(3)の違約金が納付されているときは、契約保証金を還付しません。
- 契約保証金の返還請求権は第三者に譲渡し、又は質権その他いかなる方法によっても担保に供することはできません。
- 納付方法、納付期限等の詳細は、優先交渉権者の決定後にご案内します。

（3）違約金

パートナーの責めに帰すべき事由により市が契約を解除した場合は、ネーミングライツパートナー契約の期間におけるネーミングライツ料の総額（消費税及び地方消費税を含む。）の 100 分の 10 に相当する額を違約金として納付していただきます。

【違約金の目安】

ネーミングライツ料 （年額・税別）	ネーミングライツ料の総額 （3 年・税込）	違約金
500,000 円	1,650,000 円	165,000 円
750,000 円	2,475,000 円	247,500 円
1,000,000 円	3,300,000 円	330,000 円

- 違約金の額は、契約保証金が納付されている場合は、その額を控除した額とします。
- 違約金の徴収は、市による損害賠償の請求を妨げるものではありません。
- パートナーからの申出により契約を解除した場合において、パートナーの責めに帰すべき事由によるときも、違約金の対象となります。

4 契約期間

項目	内容
契約期間	令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで（3 年間）
愛称の使用開始日	令和 9 年 4 月 1 日
契約締結	令和 9 年 2 月（予定）

※契約期間は、要綱第 4 条の規定により、3 年以上であって、本施設の指定管理者の指定の

期間（令和 7 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日）を超えない範囲で設定しています。

契約の更新

- ネーミングライツパートナー契約は、市とパートナーとの合意により更新することができます。
- 市は、契約期間の満了までに、本施設におけるネーミングライツ事業の継続実施の可否を判断します。
- 市は、契約期間の満了日の 8 か月前までに、パートナーに対し、契約の更新に関する意思を書面により確認します。
- 市は、上記の確認を行ったときは、審査委員会の意見を聴いた上で、契約を更新するかどうかを判断し、パートナーと協議します。
- 市は、契約を更新しないときは、原則として契約期間の満了日の 6 か月前までに、パートナーに書面により通知します。
- 更新後の契約条件（ネーミングライツ料、契約期間、表示物の範囲等）については、改めて協議します。この協議にあたっては、周辺整備工事の完了により新たに生じた表示の機会を含めて検討することができます。
- 本募集要項の規定は、契約の更新又は更新後の契約条件を保証するものではありません。

5 愛称の要件

（1）愛称に含めることができるもの

- 企業名、商号、ブランド名、商品名、サービス名等
- 上記と施設の機能を示す語との組合せ

（2）愛称の要件

要件	内容
公共性	公の施設の愛称としてふさわしいものであること。
分かりやすさ	施設の機能・用途が理解できるものであること。
親しみやすさ	市民が親しみやすく、呼びやすいものであること。
適切性	市民に不快感・違和感を与えるおそれがないこと。

(3) 愛称として認められないもの

1. 公の施設の愛称としてふさわしくないもの
2. 公序良俗に反するもの、又はそのおそれがあるもの
3. 政治性、宗教性のあるもの
4. 第三者の権利を侵害するもの、又はそのおそれがあるもの
5. 春日市広告掲載事業要綱第 4 条各号に該当するもの
6. その他市が不適当と認めるもの

(4) 愛称の表記

- 愛称の長さは、看板・サイン表示の制約を考慮し、簡潔なものとしてください。
- 読み方（ふりがな）を必ず記載してください。
- アルファベット表記を含む場合は、日本語での読み方も記載してください。

(5) 正式名称との関係

【重要】 ネーミングライツの付与により、条例上の名称（正式名称）は変更しません。

区分	取扱い	主な媒体
正式名称のみ	正式名称を使用	条例、規則、議案、契約書、予算書、防災関係表示等
併記	正式名称と愛称を併記	館銘板、館内外案内板、施設予約システム、市ホームページ、広報紙等
愛称のみ可	愛称のみの使用を可	ポスター、チラシ、イベント告知等

- 併記の書式は、「〇〇〇〇（春日市総合スポーツセンター体育館）」を基本とします。
- 市は、契約期間中、本施設の愛称を積極的に使用するものとします。
- 市が主催する事業以外の事業における愛称の使用は、当該事業の主催者の判断によります。
- 全国大会、国際大会その他の大会において、大会規程等により愛称の表示が制限される場合は、当該大会規程等に従います。
- 市及び指定管理者は、愛称並びに愛称に含まれる商標、商号その他の表示を、本施設の管理運営及び広報のために無償で使用することができます。
- 法令、制度、媒体の性質その他やむを得ない事由により愛称を使用することが適当

でないと市が認める場合は、正式名称を使用することがあります。
- 市は、愛称の普及及び定着に努めます。
- 市は、契約が終了した後は、当該契約に係る愛称を使用しません。ただし、市が必要と認める場合は、この限りではありません。

（6）愛称の変更

- 契約期間中、愛称は変更することができません。
- ただし、パートナーの商号の変更その他市が特に必要があると認めるときは、市の承認を得て、変更することができます。
- 変更の可否の判断にあたっては、市は、あらかじめ指定管理者に協議するとともに、必要があると認めるときは審査委員会の意見を聴きます。
- 変更に要する費用は、パートナーの負担とします。

6 応募資格

応募の日において次のすべての要件を満たす法人とします。

（1）基本的な要件

1. 日本国内に事業所を有する法人であること。
2. 本事業の趣旨を理解し、本施設のイメージ向上に寄与できる法人であること。
3. 契約期間を通じて、ネーミングライツ料を安定的に納付できる経営基盤を有すること。

（2）欠格要件

次のいずれかに該当する法人は、応募できません。

ア 入札参加資格等に関するもの

	内容
1	地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により一般競争入札の参加者の資格を制限される者に準ずる者
2	春日市指名停止等の措置に関する規則（平成 10 年規則第 18 号）の規定に基づく指名停止期間中の者

イ 経営状況・納税に関するもの

	内容
3	会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続を行っている者
4	市町村税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者
5	次のいずれかに該当する者（ネーミングライツパートナーとしてふさわしい資力及び信用を有しない者） （ア）応募の日の直前の事業年度の決算において債務超過の状態にあること （イ）応募の日の直前の 3 事業年度の決算において連続して経常損失が生じていること

ウ 暴力団等に関するもの

	内容
6	春日市暴力団排除条例（平成 22 年条例第 2 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団（以下「暴力団」といいます。）又は暴力団若しくは同条第 2 号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者
7	上記 6 に該当する者の依頼を受けて応募しようとする者

エ 事業の内容に関するもの

	内容
8	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第 11 項に規定する特定遊興飲食店営業又は同条第 13 項に規定する接客業務受託営業を営む者
9	貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）に規定する貸金業者のうち、金銭の貸付けを主な業として営む者

	内容
10	ギャンブル等（ギャンブル等依存症対策基本法（平成 30 年法律第 74 号）第 2 条に規定するものをいいます。）に係る事業を営む者（上記 8 に該当する者を除きます。）
11	法律に定めのない医業類似行為を業として営む者
12	法令に違反し、又は違反するおそれがある事業を営む者
13	公の秩序又は善良の風俗を害し、又は害するおそれのある事業を営む者
14	違法又は適切でない行為により営業停止命令その他の不利益処分を受けている者

オ 団体の性質に関するもの

	内容
15	政党その他の政治団体
16	宗教団体

カ その他

	内容
17	春日市広告掲載事業要綱（平成 19 年 7 月告示第 103 号）第 4 条第 1 項各号に該当する広告を掲載しようとする者
18	その他市がネーミングライツパートナーとして適当でないと認める者

（3）複数法人による応募

- 複数の法人が共同で応募することはできません。
- 1 法人が複数の提案を行うことはできません。

7 募集スケジュール

時期	内容
令和 8 年 11 月 16 日（月）	募集要項の公表
令和 8 年 11 月 16 日（月）～12 月 4 日（金）	質問受付期間
令和 8 年 12 月 8 日（火）	現地説明会 申込期限
令和 8 年 12 月 10 日（木）	現地説明会
令和 8 年 12 月 11 日（金）まで	質問への回答の公表
令和 8 年 12 月 14 日（月）～令和 9 年 1 月 8 日（金）	応募受付期間
令和 9 年 1 月中旬（予定）	審査（審査委員会）
令和 9 年 1 月中旬（予定）	優先交渉権者の決定・通知・公表
令和 9 年 1 月下旬～2 月	協議
令和 9 年 2 月（予定）	契約締結・契約保証金の納付・契約内容の公表
令和 9 年 2 月～3 月	表示物の製作・設置準備、行政財産の使用許可の申請・取得
令和 9 年 2 月～4 月（予定）	サブアリーナ床改修工事
令和 9 年 4 月 1 日	愛称の使用開始
令和 9 年 4 月以降	表示物の設置工事（順次）
令和 9 年 6 月末まで	表示物の設置完了（目途）

※スケジュールは変更される場合があります。
※サブアリーナ内表示箇所の表示時期は、床改修工事の完了後とし、3 者協議により決定します。

現地説明会

項目	内容
日時	令和 8 年 12 月 10 日（木）午前 10 時 開始
場所	春日市総合スポーツセンター体育館 1 階 会議室 1
内容	施設の概要説明、表示箇所（13 箇所）の現地確認、質疑応答
申込	令和 8 年 12 月 8 日（火）までに電話又はメールで申し込む

- 参加は任意ですが、表示箇所の検討のため参加をおすすめします。
- 市が指定する箇所以外の箇所への表示をご検討される場合も、現地説明会でのご確認をおすすめします。

8 パートナーの権利及び義務

（1）パートナーの権利（特典）

1. 別添 2 に掲げる箇所のうち、選択した箇所への愛称の表示（市長の許可を受けて行うものとします。下記（3）アを参照してください。）
2. 市の媒体における愛称の使用
3. 愛称決定に係る報道機関への発表及び市ホームページへの掲載
4. 本施設のネーミングライツパートナーであることを自社ホームページ、出版物、会社案内等において広報すること
5. 契約期間の満了にあたっての契約の更新に関する協議の機会（上記 4 のとおり、契約の更新又は更新後の契約条件を保証するものではありません。）

なお、市は、愛称の普及及び定着に努めます。

【施設使用について】

本契約は、本施設の使用の権利を付与するものではありません。

施設特性を活かしたイベント・チラシ配架・物販等の提案は、パートナー選定後に市・指定管理者等との協議を経て実施可能ですが（人員手配は不可）、設置目的や管理運営上の制約

により認められない場合があります。これらの行為の可否は、本施設の設置目的及び管理運営上の支障の有無を勘案して市が決定します。これらに伴う費用は、原則としてネーミングライツ料とは別にパートナーが負担します。パートナーが主催又は共催する事業に係る本施設の予約について配慮を希望する場合は、市・指定管理者・パートナーの協議により、本施設の設置目的及び他の利用者の利用機会の確保に支障のない範囲で調整します。

（2）費用負担

ネーミングライツ料とは別に、愛称の表示等に伴い発生する費用の負担は、次のとおりです。

項目	負担者
応募に要する費用（書類作成、郵送等）	応募者
提案する愛称・ロゴ等の作成費用（デザイン、商標調査等）	パートナー
敷地内の看板・サイン表示の変更・新規設置費用（市が指定する箇所から選択）	パートナー
敷地外の看板・サイン、道路標識等の表示を変更する場合の費用（パートナーが希望する場合）	パートナー
契約期間中の表示物の維持管理、修繕	パートナー
表示物に係る保険加入費用	パートナー
関係法令に基づく手続に要する費用及び手数料	パートナー
契約終了時の原状回復費用（契約期間中の解除の場合を含む）	パートナー
市ホームページ・施設予約システムの表示変更	市
愛称付与を周知する折込チラシの作成費用（既存の施設パンフレットに折り込むもの）	市
市が新たに作成する印刷物等への愛称掲載	市

【留意事項】

- 上記のほか、パートナーが提案するイベント開催、施設 PR 等の取組に費用が発生す

る場合も、原則としてネーミングライツ料とは別にパートナーの負担とします。

- 契約締結前に市又は指定管理者が作成した印刷物、看板その他の媒体については、原則として回収、修正又は差替えを行いません。
- 既に作成済みの施設パンフレットについては、在庫の活用及び経費節減の観点から、愛称の反映のための刷替えは行いません。市は、愛称の付与を周知する折込チラシを作成し、既存のパンフレットに折り込む方法により対応します。在庫がなくなり新たに作成する場合は、愛称を反映した内容とします。
- 次の事項に係る費用負担は、優先交渉権者決定後に市、指定管理者及びパートナーの 3 者協議により決定します。
    - ア 指定管理者が作成する媒体（ホームページ、施設案内等）への愛称の反映
    - イ 周辺整備工事に伴う表示の一時撤去又は移設
    - ウ 令和 10 年度施工予定箇所への表示
- 市が指定する箇所以外の箇所への表示及び契約期間中に追加される箇所への表示に要する費用は、全てパートナーの負担とします。
- 表示物に係る行政財産の使用料については、下記（3）アのとおり減免します。

（3）看板・サイン表示に関する事項

ア 表示物の設置の許可及び行政財産の使用料

（ア）設置の許可

- 表示物（愛称に係る看板、標識、銘板、横断幕その他の表示物をいいます。以下同じ。）の設置は、要綱第 7 条第 1 項の規定により、**市長の許可**を受けて行うものとします。
- この許可は、**地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定による行政財産使用許可**です。
- 許可の期間は、ネーミングライツパートナー契約の期間の範囲内で市が定めます。
- 許可を受けた後に、設置工事に着手してください。

（イ）許可申請前の協議

- 許可の申請をしようとするときは、あらかじめ、表示物の設置の方法、規格、意匠その他必要な事項について市に協議してください。
- この場合において、市は、あらかじめ指定管理者に協議します。
- 具体的な協議の方法及び申請の手続は、優先交渉権者の決定後にご案内します。

（ウ）行政財産の使用料

本事業に係る表示物の設置のための行政財産の使用については、**使用料を減免する予定です**（春日市行政財産使用料条例第 3 条第 4 号の規定による）。

- 減免の対象は、市が本募集要項において指定する箇所及び市長が特に認めた箇所への表示物の設置に係る使用に限ります。
- 減免は、ネーミングライツパートナー契約の期間に対応する使用の期間について行います。
- 契約が解除された場合その他減免の理由が消滅した場合は、減免を取りやめることがあります。
- 表示物以外の物件の設置その他本事業の範囲を超える行政財産の使用については、別途、関係規定に基づき取り扱います。

イ 表示箇所の選択

愛称の提案に伴い変更・新規設置する看板・サイン表示については、別添 2-2「看板・サイン等設置表示箇所一覧」において市が指定する全 13 箇所の中から、応募者が任意の箇所を選択し、デザインや表示のための施工方法も含め検討した上で、下記 9（2）項番 1 のネーミングライツ取得申込書（様式 1）において表示する箇所を選択してください。

なお、市が指定する箇所以外の箇所への表示を希望する場合は、様式 1「5-2」によりその旨を提案することができます。市は、施設の管理運営上の支障の有無等を勘案して可否を判断し、優先交渉権者決定後の協議においてその結果を通知します。提案の有無及び内容は、審査における評価の対象としません。

ウ 表示できる内容

項目	内容
表示できる内容	市が承認した愛称（文字）及びロゴ（パートナーが権利を有する登録商標に限る）
表示できない内容	愛称・ロゴ以外の企業情報（住所、電話番号、URL、キャッチコピー等）、商品名・サービス名（愛称に含まれるものを除く）、広告宣伝を目的とする表示
ロゴの使用範囲	表示物、本施設のパンフレット、本施設のホームページ

エ 施工にあたっての遵守事項

1. 施設の構造、意匠、防水性能、耐久性に影響を及ぼさない工法とすること。
2. 避難経路、非常口、消防設備、防災関係表示を妨げないこと。
3. 競技及び施設利用の支障とならないこと。
4. バリアフリー及びユニバーサルデザインの観点に配慮し、既存の点字表示、音声案内等を妨げないこと。
5. 施設の休館日及び利用状況を踏まえ、指定管理業務及び利用者の施設利用に支障が生じないよう、市及び指定管理者と十分に調整すること。
6. メインアリーナ及びサブアリーナの高機能スポーツフロアその他の施設設備の保護に配慮すること。
7. 施工に伴い施設又は第三者に損害を与えた場合は、パートナーの責任と費用負担により復旧又は賠償すること。

オ 安全対策及び保険

- 表示物の設置及び管理に起因する損害を填補する賠償責任保険に加入してください。
- あわせて、風害、地震等による落下その他の危険を防止するため、必要な安全対策を講じてください。
- 保険に加入したときは、保険証券の写しその他保険の内容を確認することができる書類を市に提出してください。
- 契約期間中、表示物を良好な状態に維持するため、定期的な点検及び必要な補修を行ってください。
- 表示物の設置及び管理に起因して第三者に損害が生じた場合（市の責めに帰すべき事由により生じた場合を除きます。）は、パートナーの責任と費用負担により賠償するものとし、市は責めを負いません。

カ 関係法令等の手続

要綱第 7 条第 6 項の規定により、表示物の設置に当たっては、屋外広告物に関する法令その他の関係法令の規定を遵守してください。

- 福岡県屋外広告物条例その他関係法令に係る必要な事務手続はパートナーにおいて行い、これに伴う費用及び手数料は全てパートナーの負担とします。
- 手続を完了した後に設置工事に着手してください。
- 市は、パートナーの求めに応じ、手続に必要な範囲において協力します。

キ 設置等の時期

時期	内容
令和 9 年 2 月～3 月	製作・設置準備（設計、デザイン確定、工程調整）、行政財産の使用許可の申請
令和 9 年 4 月 1 日	愛称の使用開始
令和 9 年 4 月以降	設置工事（順次）
令和 9 年 6 月 30 日まで	表示物の設置完了

- 施設の休館日等を活用して実施可能な箇所については、3 者協議により、令和 9 年 3 月中の施工を認めることがあります。
- サブアリーナ内表示箇所については、サブアリーナ床改修工事（令和 9 年 2 月～4 月予定）の完了後に施工するものとし、具体的な施工時期は 3 者協議により決定します。
- 表示物の設置を完了したときは、速やかに市に書面により通知してください。市は、通知を受けたときは、表示物の設置状況を確認します。

ク 表示箇所等の変更

- 3 者協議により決定した表示箇所、デザイン、寸法、施工方法又は施工時期を変更しようとする場合は、あらかじめ市に書面により申請し、承認を得てください。この場合において、行政財産の使用許可の内容変更を伴うときは、あわせて許可の変更の手続が必要となります。
- 変更に要する費用は、パートナーの負担とします。

ケ 原状回復

- 契約期間が満了したとき又は契約が解除されたときは、パートナーの費用負担により、表示物を撤去し、原状に回復してください。
- 原状回復は、次の期限までに完了してください。

区分	原状回復の期限
契約期間が満了する場合	契約期間が満了する日（令和 12 年 3 月 31 日）まで
契約が解除された場合（市の都合による解除を含む）	解除の日から起算して 3 か月以内

- ただし、表示物の撤去又は原状回復に係る施設利用への影響その他やむを得ない事由がある場合において、あらかじめ市の承認を得たときは、市が指定する日までに完了するものとします。
- 原状回復を完了したときは、速やかに市に書面により通知し、市の検査を受けてください。
- パートナーが原状回復を行わない場合は、市が代わって行い、これに要した費用を請求します。

コ 床改修工事及び周辺整備工事との整合

（ア）サブアリーナ床改修工事との整合

1. サブアリーナ内表示箇所の表示は、床改修工事の完了後に施工するものとし、具体的な施工時期は 3 者協議により決定します。
2. 市は、床改修工事に伴うサブアリーナの利用制限等を理由として、ネーミングライツ料の減額、契約期間の変更その他の補償を行いません。

（イ）周辺整備工事との整合

1. 看板・サイン表示の箇所及び工法の決定にあたっては、優先交渉権者決定後の 3 者協議において、周辺整備工事の計画との整合を確認します。
2. 工事の施工上やむを得ず表示の一時撤去又は移設が必要となる場合の対応及び費用負担は、3 者協議により定めます。
3. 周辺整備工事のうち令和 9 年度に施工が予定される部分により新設又は改変される構造物への表示については、今後の協議の対象とします。市は表示を保証しません。
4. 市は、周辺整備工事に伴う施設利用上の変更等を理由として、ネーミングライツ料の減額、契約期間の変更その他の補償を行いません。

サ 市が指定する箇所以外への表示

1. 応募者は、別添 2 において市が指定する箇所以外の箇所への表示を希望する場合は、様式 1「5-2」によりその旨を提案することができます。
2. 市は、様々な観点から可否を判断します。市は、表示を認める義務を負いません。
3. 市が特に認めた箇所への表示については、上記アと同様に市長の許可を受けて行うものとし、行政財産の使用料は減免します。
4. 表示を認める場合の費用（設計、製作、設置、関係法令に基づく手続、維持管理及び原状回復等に要する費用をいう。）は、全てパートナーの負担とします。
5. パートナーは、契約期間中においても、同様の申出を行うことができます（別添 4「契約書（案）」第 18 条）。
6. 表示が認められない場合においても、パートナーは、ネーミングライツ料の減額その他の補償を市に請求することができません。

（4）その他の義務

1. 愛称及びロゴが第三者の商標権その他の権利を侵害するものでないことを保証すること。
2. 愛称又はロゴに関し第三者との間で紛争が生じた場合は、パートナーの責任と費用負担により解決すること（これにより市に損害が生じた場合は、その損害を賠償すること）。
3. 愛称を自己の商標として登録する場合その他愛称に係る権利を取得する場合は、あらかじめ市の承認を得ること。
4. 契約終了後は、愛称を本施設の呼称として使用しないこと。
5. 提案した施設・地域への貢献に関する取組のうち市が承認したものを、誠実に実施すること。
6. 毎年度終了後 30 日以内に、当該年度における取組の実施状況を市に報告すること。
7. 提案した取組の内容を変更し、又は中止しようとする場合は、あらかじめ市の承認を得ること。
8. 市が公表する事項について、正当な理由なく異議を申し立てないこと。
9. ネーミングライツ及び本契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供しないこと（あらかじめ市の承認を得た場合を除く）。
10. 本契約の履行に伴い第三者との間で紛争が生じたときは、直ちに市にその内容を報告し、パートナーの責任と費用負担により処理すること。
11. 本契約の履行に伴い市又は第三者に損害を与え、又は損害を与えるおそれがあることを知ったときは、直ちに必要な措置を講じるとともに、その状況及び内容を市に報告すること。
12. 次の事由が生じたときは、速やかに市に書面により届け出ること。

（ア）商号、名称、代表者又は所在地の変更

（イ）合併、会社分割又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡

（ウ）上記 6 に規定する応募資格を欠くこととなる事由の発生

9 応募方法

（1）提案項目

提案項目	使用する様式	提案する内容等
愛称・理由	様式 1	愛称（読み方を含む。）及び当該愛称の提案理由について記載してください。
ネーミングライツ料（年額・税別）	同上	3（1）に定める基準額以上とし、1 円単位で記載してください。
看板・サイン等の表示箇所（番号）	同上	別添 2 において市が指定する全 13 箇所の中から、応募者が任意の箇所を選択し、デザインや表示のための施工方法も含め検討した上で、表示する箇所を記載してください。
その他の提案箇所（任意）	同上	市が指定する箇所以外の箇所への表示を希望する場合は、その内容を記載してください。なお、審査における評価の対象とはしません。
施設・地域への貢献に関する考え方	様式 1-2	ネーミングライツパートナーとして、本件への取組を通じて、施設や地域への貢献がどのように行えるかについて記載してください。

（2）提出書類

項番	書類	様式	備考
1	ネーミングライツ取得申込書	様式 1	

項番	書類	様式	備考
2	施設・地域への貢献に関する提案書	様式 1-2	
3	誓約書	様式 2	
4	法人の概要書	様式 3	
5	法人の登記事項証明書（現在事項証明書）	－	発行後 3 か月以内の原本
6	直近 3 年分の決算書（貸借対照表、損益計算書等）	－	写し
7	滞納のない証明	－	市内に事業所を有しない場合も本店所在地等の市町村税の滞納のない証明書。発行後 3 か月以内
8	消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書	－	税務申告した税務署発行。発行後 3 か月以内
9	愛称及びロゴのイメージ図	任意様式	任意提出

（3）提出方法

項目	内容
受付期間	令和 8 年 12 月 14 日（月）～令和 9 年 1 月 8 日（金）
受付時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分 （土曜日、日曜日、祝日及び年末年始：12/29～1/3 を除く）
提出方法	持参又は郵送（郵送の場合は書留等の配達記録が残る方法。受付期間内に必着）
提出先	下記 13 の問い合わせ先

- 提出書類は、正本 1 部及び副本 1 部（副本は写しで可）を提出してください。
- 電子メール又はファクシミリによる提出は受け付けません。
- 提出書類に不備がある場合は、受付できないことがあります。
- 提出された書類は返却しません。
- 要綱第 14 条第 2 項の規定により、応募に要する費用は、全て応募者の負担とします。

（4）質問の受付

項目	内容
受付期間	令和 8 年 11 月 16 日（月）～12 月 4 日（金）
提出方法	様式 4「質問書」により、電子メール又は持参
回答方法	令和 8 年 12 月 11 日（金）までに、市ホームページにおいて公表

- 質問者の名称は公表しません。
- 個別の回答は行いません。
- 応募者の提案内容に関する質問には回答できない場合があります。

（5）応募の辞退

応募後に辞退する場合は、様式 5「辞退届」を提出してください。

10 審査及び選定

（1）審査の流れ

1. **応募資格の確認**
   提出書類により、上記 6 の応募資格を満たしているかを確認します。
2. **提案内容の確認**
   提案された愛称が上記 5 の要件を満たしているかを確認します。
3. **優先交渉権者の選定**
   応募資格を有する者から提案された提案内容について、別添 3「審査基準」に基づき、審査委員会において審査し、ネーミングライツパートナーとしての適格を有し、かつ、最もふさわしいと判断される応募者を優先交渉権者として選定します。

- 審査は、要綱第 15 条第 3 項の規定により、原則として提出書類による書類審査とし、プレゼンテーションは実施しません。
- 応募者が 1 者の場合においても、審査基準に基づき審査し、選定の可否を判断します。
- 表示箇所の選択及び様式 1「5-2」による提案は、審査における評価の対象としません。
- 審査にあたっては、事務局より提案書に記載された内容について個別に応募者へ確認することがあります。
- 市は、審査の公正性を確保するため必要な措置を講じます。

（2）審査基準（概要）

審査項目	主な視点	配点
提案金額	ネーミングライツ料の提案額	50 点
愛称の適切性	公共施設としての適切性、親しみやすさ、呼びやすさ、分かりやすさ、施設の性格との整合、提案理由の妥当性	25 点
施設・地域への貢献策等	施設の用途や特性を踏まえた貢献提案の具体性・実	20 点

審査項目	主な視点	配点
	現性・継続性、こどもや市民を対象とした事業提案等	
企業等の信頼性・安定性	経営の安定性、社会的信用	5 点
合計		**100 点**

※詳細は別添 3「審査基準」をご参照ください。

（3）失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

1. 応募資格を満たしていないことが判明したとき
2. 提出書類に虚偽の記載があったとき
3. 提出期限を過ぎて書類が提出されたとき
4. 提出書類に重大な不備があったとき
5. 提案額が基準額を下回っているとき
6. 提案された愛称が上記 5（3）に該当するとき
7. 審査の公正性を害する行為があったとき
8. その他市が不適当と認めたとき

（4）審査結果の通知及び公表

- 審査結果は、応募者全員に書面により通知します。
- 要綱第 15 条第 5 項及び第 6 項の規定により、優先交渉権者の名称、愛称の案及びネーミングライツ料を、市ホームページにおいて公表します。
- 審査結果に関する異議申立ては受け付けません。

（5）該当者なしの場合

応募がない場合又は審査の結果適格者がないと判断された場合は、優先交渉権者を選定しません。この場合、改めて募集を行い、又は本事業を中止することがあります。

11 優先交渉権者決定後の手続

優先交渉権者の決定後、市は、優先交渉権者と次の事項について協議します。

	協議事項
1	愛称の最終確認（表記、読み方等）
2	表示箇所、デザイン、寸法、施工方法、施工時期
3	表示物の設置に係る行政財産の使用許可の申請手続
4	施設・地域への貢献に関する取組の具体的内容
5	その他契約の締結に必要な事項

1. 様式 1「5-2」により市が指定する箇所以外の箇所への表示の提案があった場合は、上記の協議において、市が可否を判断し、優先交渉権者に通知します。
2. 上記の協議内容に基づき、市及びパートナー間においてネーミングライツパートナー契約を締結します（令和 9 年 2 月予定。契約期間の始期は令和 9 年 4 月 1 日）。契約の締結と同時に、3（2）に定める契約保証金の納付が必要となります。
3. 要綱第 21 条第 1 項の規定により、市は、契約を締結したときは、パートナーの名称、契約期間、愛称、ネーミングライツ料その他必要な事項を市ホームページにおいて公表します。
4. 契約締結後、市・パートナー・指定管理者の 3 者において、表示物等に係る詳細な協議を行い、書面により確認します。
5. 表示物の設置については、上記 3 者協議を経て、行政財産の使用の許可を申請していただきます。
6. 要綱第 16 条第 2 項の規定により、優先交渉権者との協議が調わなかった場合は、審査において次順位の応募者を優先交渉権者に変更し、又は本事業を中止することがあります。

12 その他の留意事項

（1）契約の解除

契約の解除は、次のとおり取り扱います。なお、市は、下記ア、イ又はウの事由に応じ、契約の**全部又は一部**を解除することがあります。

ア 催告による解除

市は、パートナーが次のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて履行又は是正を催告し、その期間内に履行又は是正がないときは、契約を解除することがあります（契約違反が社会通念に照らして軽微であるときを除きます。）。

1. ネーミングライツ料を納付期限までに納付しないとき
2. 正当な理由なく、表示物の設置、維持管理、撤去又は原状回復に係る義務を履行しないとき
3. 市が承認した施設及び地域への貢献に関する取組を実施しないとき
4. その他契約又は要綱の規定に違反したとき

イ 催告によらない解除

市は、パートナーが次のいずれかに該当する場合は、直ちに契約を解除することがあります。

1. 応募資格を欠くことが判明したとき。
2. 提出書類に虚偽の記載があることが判明したとき、又は偽りその他不正な手段により契約を締結したとき。
3. パートナーの事情又は違法行為等により愛称の表示の継続が困難となったとき。
4. 社会的な信用を著しく損なう事態を生じさせ、本施設のイメージが損なわれるおそれが生じたとき。
5. 仮差押え、差押え、強制執行若しくは競売の申立て又は租税公課の滞納処分を受け、契約の継続が困難であると認められるとき。
6. 振り出し、又は引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなったとき、支払を停止したとき、又は支払不能の状態に陥ったとき。
7. 破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始又は特別清算開始の申立てがあったとき。
8. 解散し、又は事業を廃止したとき。
9. 合併、会社分割、事業の全部若しくは重要な一部の譲渡その他組織又は事業に重大な変更を行い、契約の継続が困難であると認められるとき。
10. 監督官庁から営業の停止、許可の取消しその他これらに類する処分を受け、契約の継続が困難であると認められるとき。
11. ネーミングライツ又は契約により生じる権利若しくは義務を市の承認を得ずに第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供したとき。
12. 法令の規定に違反し、ネーミングライツパートナーとして適当でないと認められるとき。

13. パートナーの行為等により市の業務の遂行に著しい支障が生じるなど、ネーミングライツ事業の継続が困難であると認められるとき。
14. 債務の履行が不能であること又は履行を拒絶する意思が明確であることその他催告をしても契約の目的を達する見込みがないことが明らかであるとき。
15. その他市がネーミングライツパートナーとしてふさわしくないと認めるとき。

ウ 暴力団等に係る解除

市は、関係行政機関からの通知に基づき、パートナーが暴力団、その他暴力的組織に該当する場合、暴力団若しくは暴力団員を利用し、若しくは利益を供与した場合、これらの者と密接な交際を有する場合又は本事業に関し不当介入を受けたにもかかわらず市に報告せず、若しくは関係行政機関に届け出なかった場合又は暴力団を利することとなると認められる場合は、契約を解除することがあります。

※詳細は別添 4「ネーミングライツパートナー契約書（案）」第 26 条第 3 項をご確認ください。

エ 市の都合による解除

- 市は、本施設の廃止、大規模な改修、災害による損壊その他やむを得ない事由が生じた場合は、契約期間中であっても契約を解除することがあります。
- この場合において、既に納付されたネーミングライツ料があるときは、要綱第 17 条第 3 項の規定により、**解除後の期間に相当する分として日割により計算した額を返還します。**

オ パートナーからの解除

- パートナーは、やむを得ない事由により契約を継続することができないときは、市に書面により申し出て、市の承認を得て、契約を解除することができます。この場合において、パートナーの責めに帰すべき事由によるときは、上記 3（3）の違約金を納付していただきます。
- パートナーは、市が契約に違反したときは、相当の期間を定めて履行又は是正を催告し、その期間内に履行又は是正がないときは、契約を解除することができます。この場合のネーミングライツ料及び契約保証金の取扱いは、協議により定めます。

カ 解除に伴う取扱い

項目	取扱い
違約金	上記ア、イ若しくはウ又はオの前段による解除の場合において、パートナーの責めに帰すべき事由によるときは、ネーミングライツ料の総額（税込）の 100 分の 10 に相当する額（契約保証金が納付されているときは、その額を控除した額）を納付
契約保証金	還付せず、違約金の額から控除
既納のネーミングライツ料	返還しません。ただし、上記エによる解除の場合は解除後の期間に相当する分を日割計算により返還し、契約の一部を解除した場合において市が特に必要があると認めるときは当該解除に係る部分に相当する額を返還することがあります。上記オの後段による解除の場合の取扱いは、協議により定めます。
原状回復	解除の日から起算して 3 か月以内に完了（市が別に期限を指定したときは、その期限まで）。パートナーが履行しないときは、市が代わって行い、その費用を徴収します。
行政財産の使用許可	解除に伴い、表示物の設置に係る行政財産の使用の許可を取り消します。
損害賠償	市に損害が生じたときは、賠償していただきます（違約金の徴収は損害賠償の請求を妨げません）。

（2）災害時の施設利用

本施設が災害時の避難所等として使用される場合において、防災及び災害対応に関する表示等については、正式名称を使用することを基本とします。

（3）指定管理者との関係

- 本施設は指定管理者制度が導入された施設です（指定管理者：三幸株式会社）。
- 本募集要項において「3 者協議」とは、要綱第 27 条の規定に基づく市、指定管理者及びパートナーの三者間の協議をいいます。契約の履行にあたり指定管理者との調整を要する事項については、この 3 者協議により決定します。
- 指定管理者の変更があった場合においても、契約の効力に影響はありません。

（4）情報公開

提出書類は、春日市情報基本条例（平成 12 年条例第 39 号）第 4 条に規定する情報開示及び第 5 条に規定する情報提供の対象となります。ただし、春日市情報公開条例（平成 12 年条例第 40 号）第 4 条に掲げる不開示情報に該当する部分は除きます。

（5）秘密保持

市及びパートナーは、契約の履行に関して知り得た相手方の秘密を第三者に漏らしません。

（6）第三者との紛争

本契約の履行に伴いパートナーと第三者との間で紛争が生じた場合は、パートナーは、直ちに市にその内容を報告し、自己の責任及び費用負担により処理するものとします。市は、紛争の処理に必要な範囲で協力します。紛争により市に損害が生じた場合は、パートナーに賠償していただきます。

（7）不可抗力

天災地変その他市及びパートナーのいずれの責めにも帰することができない事由により契約の履行が困難となった場合は、その対応について協議して定めます。この場合、市及びパートナーは、相手方に生じた損害を賠償する責めを負いません。

（8）管轄裁判所

本契約に関する訴訟については、福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（9）募集の中止等

市は、やむを得ない事由が生じた場合は、本募集を中止又は変更することがあります。この場合、市ホームページにおいて公表します。

（10）関係規程

本募集は、次の規程等に基づき実施します。これらのうち、春日市ネーミングライツ事業実施要綱、春日市ネーミングライツ事業実施ガイドライン及び春日市広告掲載事業要綱は、市ホームページにおいて公表しています。

- 春日市ネーミングライツ事業実施要綱
- 春日市ネーミングライツ事業実施ガイドライン
- 春日市広告掲載事業要綱
- 春日市財務規則
- 地方自治法（行政財産の使用の許可に関する規定）
- 春日市行政財産使用料条例

13 問い合わせ先

春日市 経営企画部 経営企画課 企画担当（担当者 末永）

項目	内容
所在地	〒816-8501 福岡県春日市原町 3 丁目 1 番地 5
電話	092-584-1133（直通）／092-584-1111（代表）
電子メール	kikaku@city.kasuga.fukuoka.jp
受付時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く）

【別添・様式一覧】

区分	名称
別添 1	施設の概要（施設データシート）
別添 2	看板・サイン等設置表示箇所関係資料
別添 2-2	看板・サイン等設置表示箇所一覧 （春日市総合スポーツセンター体育館）
別添 3	審査基準
別添 4	ネーミングライツパートナー契約書（案）
様式 1	ネーミングライツ取得申込書
様式 1-2	施設・地域への貢献に関する提案書
様式 2	誓約書
様式 3	法人の概要書
様式 4	質問書
様式 5	辞退届